

特記仕様書（車両系機械地拵）

作業種	適用林小班	仕様		
		筋置		
		植幅 ○m以上	置幅 ○m以内	
新植車両系 機械地拵	1016 ら 1019 い	2.0m	2.0m	

※植幅・置幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離（斜距離）に直した距離とする。

特記仕様書（車両系機械地拵）

1 末木枝条の処理

（１）作業区域内の末木枝条等の整理、集積等をグラップル、プロセッサ等の車両系木材伐出機械及びバックホー等（以下「車両系」という。）を使用して行う。

（２）植幅・置幅は、標準図（車両系機械地拵）のとおりとし、等高線に向かって平行方向に整理することを基本とする。

（３）末木枝条を集積する場合、車両系が移動できるように、概ね50mに1箇所程度に通路（無集積箇所）を設ける。

（４）植幅内の車両系の走行は1回程度とし複数回の走行は極力避ける。

（５）地形や障害物等があり末木枝条等が筋置に集積できない場合は監督職員の指示に従う。

2 伐根の処理

車両系走行の支障となる伐根切り下げを行う。

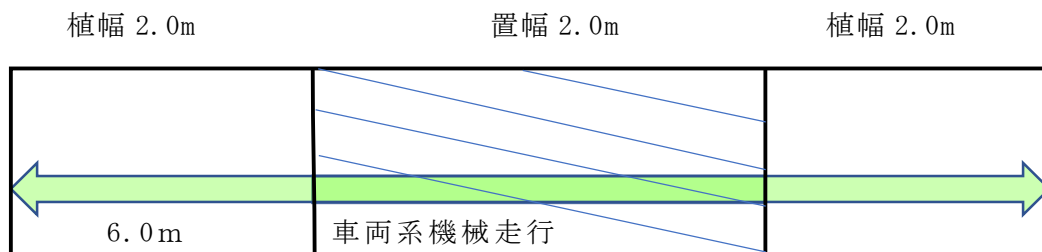
3 天然の有用稚幼樹の処置

天然の有用稚幼樹は、作業の支障になるものを除きすべて保残する。

4 功程調査協力

国及び県等の研究機関等の調査に協力すること。

標準図（車両系機械地拵）



特記仕様書

新張山国有林ほか 森林環境保全整備事業(新植植付ほか) 東信4

[illegible]

※刈幅(植幅)・置幅(残し幅)は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合、実距離(斜距離)に換算した値とする。

※「全刈又は筋刈地拵(刈払)」もしくは「筋置地拵(枝条整理)」の仕様を適用する場合は、備考欄にその旨を記載する。

特記仕様書

新張山国有林ほか 森林環境保全整備事業(新植植付ほか) 東信4

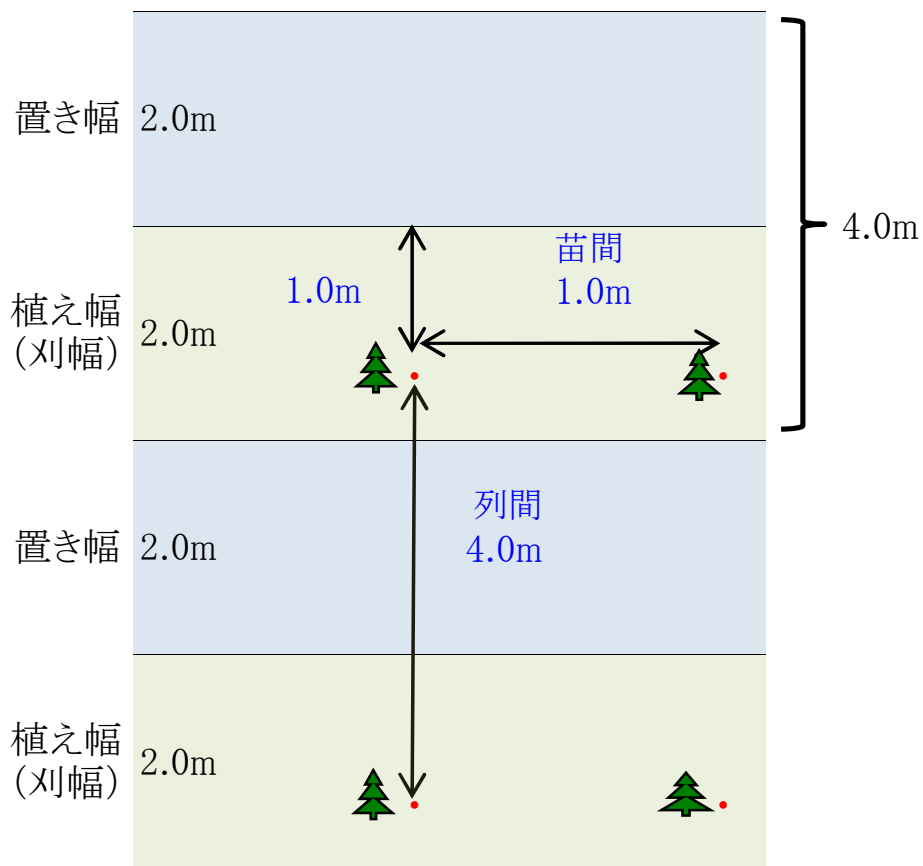
作業種		数 量						計	仕 様			
	樹種	カラマツ中 (地上長25cm上)	カラマツ大 (地上長50cm上)						列間 (m)	苗間 (m)	伐根周囲 (本)	植付本数 本/ha
	適用林小班\梱包種	コンテナ	コンテナ									
新植植付	新張山1016ら	8,200						8,200	4.0	1.0		2,405
新植植付	和山1019い	2,100						2,100	4.0	1.0		2,442
新植植付	和山1026は②	10,250						10,250	2.0	1.2		2,406
新植植付	高峰2015る	3,200	750					3,950	4.0	1.0		2,409
合計		23,750	750					24,500				

※補植作業の場合は、既往の植栽木のうち「枯損・著しい芯枯れ」等、将来にわたって成林の見込のない枯損木を抜き取りその位置に植える。ただし、その位置が植付に適さない場合は、枯損木を抜き取らずに隣接する箇所に植えることとする。なお、抜き取った枯損木はその場に存置すること。

※広葉樹の植栽木は、赤テープ付ける等して表示すること。

植付標準間隔図

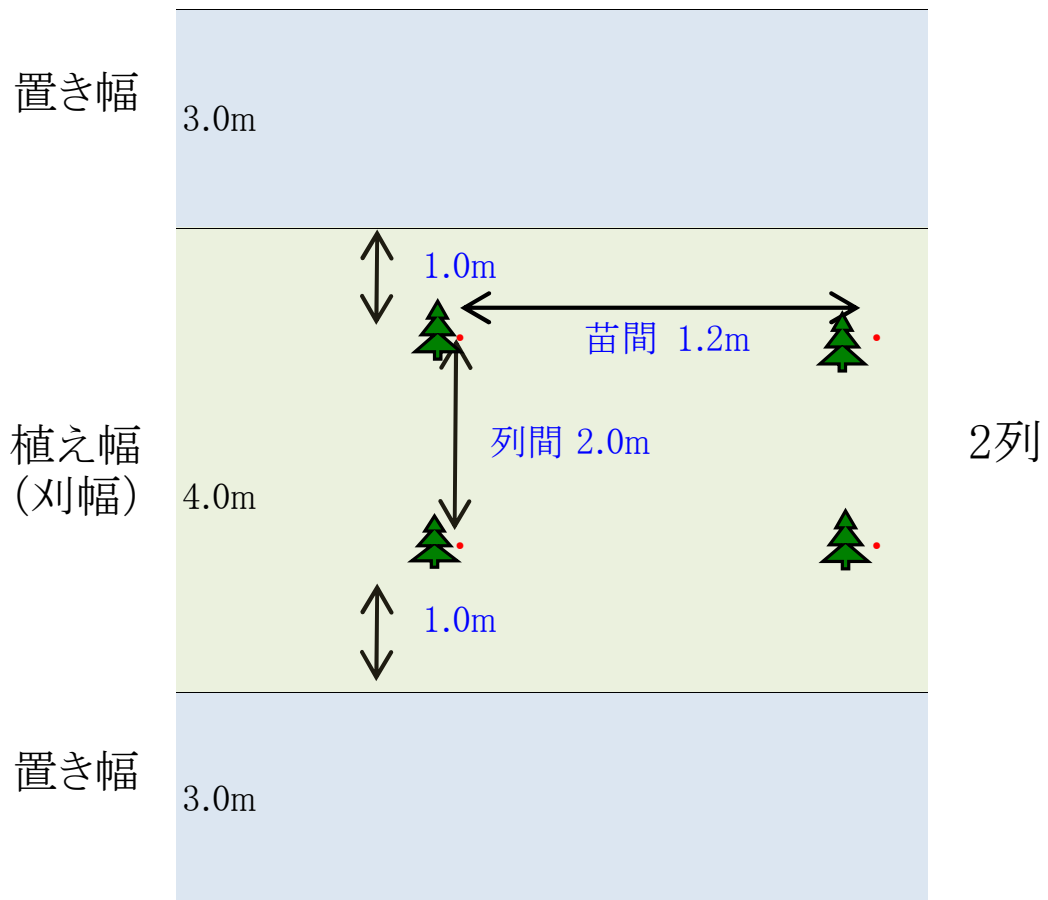
1016ら・1019い・2015る林小班



植付本数 2400本/ha

植付標準間隔図

1026は②林小班



植付本数 2400本/ha

特記仕様書

新張山国有林ほか 森林環境保全整備事業(新植植付ほか) 東信4

[illegible]

※刈幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離(斜距離)に直した距離とする。

特記仕様書

事業内訳書により個別で事業期間が指定されている作業について、下記期日までに監督職員と調整の上部分完了届等を提出すること。

作業種	提出期限	備考
新植植付(春)	令和7年7月11日	部分完了届
新植地拵	令和7年7月11日	部分完了届
下刈	令和7年10月31日	完了届

注1: 作業が完了している場合は可能な限り纏めて部分完了届を提出すること。

注2: 契約内容の変更により事業期間が変更された場合は、変更後の事業期間末日までとする。